昭和二十三年五月七日印刷　昭和二十三年五月八日発行　衆議院事務局　印刷者　印刷局

第二回國会　衆議院

司法委員会議録第二号

昭和二十三年三月十八日（木曜日）
午後二時三十八分開議

出席委員

委員長　松永義雄君
理事荊木　一久君　理事鍛冶　良作君
池谷　信一君　山中日露史君
打出　信行君　中村　俊夫君
中村　又一君　八並　達雄君
山下　春江君　岡井藤志郎君
佐瀬　昌三君　花村　四郎君
明禮輝三郎君　山口　好一君
酒井　俊雄君

出席國務大臣

國務大臣　鈴木　義男君

出席政府委員

法務廳事務官　國宗　榮君

委員外の出席者

専門調査員　村教　三君

三月十六日

軽犯罪法案（内閣提出）（第一三号）

恩赦に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一八五号）

の審査を本委員会に付託された。

三月十三日

東京高等裁判所長野支部設置に関する陳情書（長野市議会長笠原十兵衛）（第七二号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

軽犯罪法案（内閣提出）（第一三号）

○松永委員長　会議を開きます。

軽犯罪法案を議題といたします。

政府の説明を願います。鈴木法務総裁。

軽犯罪法案

軽犯罪法

第一條　左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一　人が住んでおらず、且つ、看守していない邸宅、建物又は船舶の内に正当な理由がなくてひそんでいた者

二　正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大なる害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

三　正当な理由がなくて合かぎ、のみ、ガラス切りその他他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

四　生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの

五　公共の会堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗物の中で乗客に対して著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけた者

六　正当な理由がなくて他人の標燈又は街路その他公衆の通行し、若しくは雑合する場所に設けられた燈火を消した者

七　みだりに船又はいかだを水路に放置し、その他水路の交通を妨げるような行為をした者

八　風水害、地震、火事、交通事故、犯罪の発生その他変事に際し、正当な理由がなく、現場に出入するについて公務員若しくはこれを援助する者の指示に従うことを拒み、又は公務員から援助を求められたのにかかわらずこれに應じなかつた者

九　相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の附近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い附近で火氣を用いた者

十　相当の注意をしないで、銃砲又は火薬類、ボイラーその他の爆発する物を使用し、又はもてあそんだ者

十一　相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射した者

十二　人畜に害を加える性癖のあることの明らかな犬その他の鳥獣類を正当な理由がなくて解放し、又はその監守を怠つてこれを逃がした者

十三　公中の場所において多数の人に対して著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は威勢を示して汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物、演劇その他の催し若しくは割当物資の配給を待ち、若しくはこれらの乗物若しくは催しの切符を買い、若しくは割当物資の配給に関する証票を得るため待つている公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者

十四　公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者

十五　官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外國におけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのにかかわらず、法令により定められた制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作つた物を用いた者

十六　虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者

十七　質入又は古物の売買若しくは交換に関する帳簿に、法令により記載すべき氏名、住居、職業その他の事項につき虚偽の申立をして不実の記載をさせた者

十八　自己の占有する場所内に、老幼、不具若しくは傷病のため扶助を必要とする者又は人の死体若しくは死胎のあることを知りながら、速やかにこれを公務員に申し出なかつた者

十九　正当な理由がなくて変死体又は死胎の現場を変えた者

二十　公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でしり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者

二十一　牛馬その他の動物を殴打し、酷使し、必要な飲食物を與えないなどの仕方で虐待した者

二十二　こじきをし、又はこじきをさせた者

二十三　正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者

二十四　公私の儀式に対して悪戯などでこれを妨害した者

二十五　川、みぞその他水路の流通を妨げるような行為をした者

二十六　街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんつばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者

二十七　公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者

二十八　他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身辺に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方で他人につきまとつた者

二十九　他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合における共謀者

三十　人畜に対して犬その他の動物をけしかけ、又は馬若しくは

牛を奪かせて逃げ走らせた者

三十一　他人の業務に対して惡戯などでこれを妨害した者

三十二　入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者

三十三　みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者

三十四　公衆に対して物を販賣し、若しくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を欺き、又は誤解させるような事実を挙げて廣告をした者

第二條　前條の罪を犯した者に対しては、情狀に因り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。

第三條　第一條の罪を教唆し、又は幇助した者は、正犯に準ずる。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

警察処罰令（明治四十一年内務省令第十六号）は、これを廃止する。

○鈴木國務大臣　ただいま上程になりました軽犯罪法案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、警察犯処罰令に代るべき法律を制定する必要があるため、提案するに至つたものであります。警察犯処罰令は、明治四十一年現行刑法の実施と同時に制定施行され、違警罪即決例と相まつて、警察権行使の裏づけに使用されるとともに、國民生活に深い関係をもつてまいつたのであります。昨年五月新憲法の実施とともに、違警罪即決例は、新事態に適合しないものとしてまつたく廃止され、警察署長の即決処分に附されていたような事件は、あげて、新設の簡易裁判所において取り扱われることになつたのでありますが、警察犯処罰令の方は、準備の都合もあり、ただちにこれが改廃をする運びに至らなかつたのでありまして、「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」により、一まず、昨年末まで、法律と同一の効力を有するものとされ、その後同法の一部を改正する法律によつて、さらに、法律に改められたものとされるとともに、本年五月二日までに必要な改廃の措置をとらなければならないものと定められたのであります。それでこれに照應する措置として、この法律案が準備されたわけであります。

立案にあたりましては、各方面の意見をも徴し、警察犯処罰令の規定を検討整備するとともに、若干の新規定をも收めることにしたのでありますが、その方針と致しましては、この法律には、日常生活における卑近な道德律に違反する軽い罪を拾うことを主眼とし、特殊の行政目的遂行のための取締規定的のものについては、それ〴〵の行政法規に必要最小限度の罰則を定めるべきで、ここにこれを取り入れることは、好ましくないという考え方をとつたのであります。

警察犯処罰令と比較して異つたところを、大づかみに申し上げますと、まず第一点として犯罪の種類を整備したことであります。警察犯処罰令には、合計五十八個の罰号がありましたが、この法律案では、それが三十四個になりました。その中には、新設のもの五個、その他新設同様のものも二、三あります。すなわち、新設のものとしては、第一條第二号の危険な年具を携帯する罪、同條第三号の邸宅等に侵入用の器具を携帯する罪、同條第十七号の古物の賣買等に関する帳簿に不実の記載をさせる罪、同條第二十三号の浴場等をひそかにのぞき見る罪、及び同條第二十九号の他人の身体に危害を加えることを共謀した罪がこれであります。新設同様のものとしては、第一條第五号の公共の娯樂場や乘物等の中で、入場者や乘客に迷惑をかける罪、同條第十三号の公共の場所で多数の人に迷惑をかけ、又は公共の乘物等を待つている人等の列を乱す罪、同條第十四号の樂器等の音を異常に大きくして近隣に迷惑をかける罪等がこれであります。これらの罪は、いずれも新らしい事態に應じ必要とされるに至つたものであります。また警察犯罰令から受けついだその他の罪に関する規定も、用語を平易にし、かつ最近の事態に適合するように手を加えてあります。なお、警察犯処罰令に規定されていた罪で、この法律案にもられなかつたものは、入札妨害罪等のように、すでに刑法の一部改正により刑法の中に取り入れられているもの、流言浮説の罪のように新憲法の趣旨に副わないきらいのあるもの、道路交通関係や、食品衛生関係の罪等のように、道路交通取締法、食品衛生法等最近の新立法に取り入れられたもの、賣淫罪などのように、他に特別の法律が立案されつつあるもの、その他、他の法令の改正に譲るを相当とするもの、社会教育の普及や個人の自覚にまつを相当とするもの、実益に乏しきもの等であります。

第二点といたしましては、罪の種類により刑に差別を設けることをやめるとともに、すべての罪について、情狀により拘留と科料との併科を認める反面、廣く刑の免除ができるものとしたことであります。何分、軽い犯罪で、刑の種類も拘留、科料だけでありますから、その間、刑の差別をつける実益も乏しく、警察署長の即決処分がなくなつた今日では、かえつて、刑の裁量の範囲を廣くし、具体的妥当性は、裁判所の量刑に一任した方がよいと考えられたからであります。また、刑の免除を全部の罪について認めたのは、拘留、科料には刑の執行猶予の制度が定められていないことにも照應するものであります、なお立案の途中、拘留、科料の刑だけでは軽過ぎるから、ある程度の額の罰金刑をも科することができるようにしたらどうかという意見も出ましたが、拘留、科料という刑は、現行刑罰体系の中に現存するものであり、従來まさにこの種の罪こそ、これらの刑に相当するものであると考えられてきたところでありますし、違警罪即決例が廃止された今日でも、拘留、科料の刑と罰金の刑とでは、法律効果上、なお若干の差異もありますのみならず、罰金を加えようとの意見は、結局、科料の額が現在の経済状態に適應しなくなつたことに端を発するものと考えられますので、この刑種の点は、他日刑法の全面的改正の際、あらためて根本的な研究をすることとし、当面の措置といたしましては、別途、罰金の額とともに科料の額を引き上げることを、至急考えてみたいと思つている次第であります。

最後に、法律の名称でありますが、警察犯処罰令に附着した特殊のにおいを洗い去り、新らしい感じを出したい考えで、種々の名称が話題にのぼりましたが、結局、簡明で國民に親しみ易いものとして、軽犯罪法となつたのであります。

以上で簡單ながら、提案理由の御説明を終えることにいたしますが、何とぞ愼重御審議の上、速やかに御可決あらんことを望みます。

○松永委員長　本日は説明のみにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

昭和二十三年五月十八日印刷　昭和二十三年五月十九日発行

衆議院事務局　印刷者　印刷局